

静岡県が実施する「令和4年度建設工事事故防止重点対策」

交通基盤部が発注した建設工事で令和3年度に、6件の労働災害、35件の公衆災害(物損)が発生した。

本年度はこれらの災害発生を0件にすることを目標に、本県が発注する建設工事の安全対策の重点項目を下記のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

1 労働災害の防止

・バックホウ等の重機との接触・巻き込まれ事故防止対策

大型重機に近接した位置での作業では、機械の旋回範囲をロープ等により分離するなどの立入防止対策、すべり止め等転倒防止対策と指差確認による基本動作をKY活動等で作業員に周知徹底すること。

・玉掛作業時の挟まれ等の事故防止対策

作業員の役割・手順の明確化と作業合図による安全作業の徹底、吊上げ金具や玉掛ロープの点検実施、安全靴・手袋等の補助用具の配備と適正な使用を指導すること。

・作業員の転倒・墜落防止対策

高所作業となる通路や足場での作業時には、安全帯の着用、手摺・すべり止め等の対策と指差確認による足元の安全性のチェック等の基本動作を徹底し、不安定な場所での作業・移動の安全対策を図ること。

2 公衆災害の防止

・地下埋設物損傷防止対策

設計図書照査ガイドライン等に基づく事前情報の確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に徹底すること。

・上空架線・看板等への接触防止対策

送電線等の施設へは、視界性の良いカバー、注意喚起表示とともに、複数作業員での危険度チェックや誘導員を配置すること。

・一般車両、通行人等への事故防止対策

規制標識や看板の適正な設置、段差の擦り付け対策による安全な誘導と、固定柵による現場の締め切りの徹底による侵入防止措置等の安全対策を行うこと。

ダンプトラックでの運搬作業では、運転手への交通安全指導の徹底と誘導員の適正配置・モニター設置等の運転中の死角を減少させる対策を行うこと。

・除草作業等の飛び石防止対策

下刈機での除草作業を行う場合は、作業前の現場点検による浮石等危険物の除去と、防護パネル・ネットでの車両通行側への飛び石を防止する等の対策を行うこと。

静岡県が実施する「令和4年度建設工事事故防止重点対策」

経済産業部が発注した建設工事で令和3年度に、5件の労働災害、1件の公衆災害（人身）及び4件の公衆災害（物損）が発生した。

本年度はこれらの災害発生を0件にすることを目標に、本県が発注する建設工事の安全対策の重点項目を下記のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

1 労働災害の防止

・バックホウ等の重機との接触・巻き込まれ事故防止対策

大型重機に近接した位置での作業では、機械の旋回範囲をロープ等により分離するなどの立入防止対策、すべり止め等転倒防止対策と指差確認による基本動作をKY活動等で作業員に周知徹底すること。

・玉掛作業時の挟まれ等の事故防止対策

作業員の役割・手順の明確化と作業合図による安全作業の徹底、吊上げ金具や玉掛ロープの点検実施、安全靴・手袋等の補助用具の配備と適正な使用を指導すること。

・作業員の転倒・墜落防止対策

高所作業となる通路や足場での作業時には、安全帯の着用、手摺・すべり止め等の対策と指差確認による足元の安全性のチェック等の基本動作を徹底し、不安定な場所での作業・移動の安全対策を図ること。

2 公衆災害の防止

・地下埋設物損傷防止対策

設計図書照査ガイドライン等に基づく事前情報の確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に徹底すること。

・上空架線・看板等への接触防止対策

送電線等の施設へは、視界性の良いカバー、注意喚起表示とともに、複数作業員での危険度チェックや誘導員を配置すること。

・一般車両、通行人等への事故防止対策

規制標識や看板の適正な設置、段差の擦り付け対策による安全な誘導と、固定柵による現場の締め切りの徹底による侵入防止措置等の安全対策を行うこと。

ダンプトラックでの運搬作業では、運転手への交通安全指導の徹底と誘導員の適正配置・モニター設置等の運転中の死角を減少させる対策を行うこと。

・除草作業等の飛び石防止対策

下刈機での除草作業を行う場合は、作業前の現場点検による浮石等危険物の除去と、防護パネル・ネットでの車両通行側への飛び石を防止する等の対策を行うこと。

静岡県が実施する「令和4年度建築工事事故防止重点対策」

交通基盤部が発注した建築工事（設備工事を含む営繕工事及び公営住宅工事）で令和3年度に、労働災害及び公衆災害（物損）が合わせて9件発生した。令和2年度の4件と比較し大幅に増加していることから、本年度は、これらの災害発生を0件にすることを目標に、本県が発注する建築工事の安全対策の重点項目を以下のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

1 公衆災害の防止

・既存施設や工事対象物への接触防止対策

工事現場内や搬出入口など、重機の移動や資材等搬出入用車両などを通行させる際に、既存施設や工事対象物へ重機等が接触する恐れがある場合には、事前調査を十分に行うとともに、誘導員の配置や必要な養生を行うなどの対策をすること。

・地下埋設物・躯体埋込み配管等損傷防止対策

地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）（中部地方整備局営繕部平成28年8月1日）等に基づく事前情報の確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に徹底すること。

・仮設物等の転倒・飛散防止対策

足場等の工事用仮設物や仮置資材等が強風などで転倒又は飛散し、既存施設や工事対象物を損傷、汚損させることがないように、仮設物等の固定状況の確認や飛散防止対策を徹底すること。

・適切な作業手順の順守・徹底

施工計画書等に記載された作業手順を順守するとともに、使用する重機や工具については、当該作業に適したものを選定すること。

2 労働災害の防止

・作業員の転倒・墜落防止対策

高所作業となる通路や足場での作業時における、墜落制止用器具の着用、手摺・すべり止め等の対策と指差確認による足元の安全性チェック等の基本動作を徹底することに加え、可搬式作業台や脚立足場などのバランスを崩しやすい状況での作業では、作業員に対して適正使用に関する教育を徹底するとともに、複数作業員での作業や補助者の配置などの安全対策を図ること。

・玉掛作業時の挟まれ等の事故防止対策

作業員の役割・手順の明確化と作業合図による安全作業の徹底、吊上げ金具や玉掛ロープの点検実施、安全靴・手袋等の補助用具の配備と適正な使用を指導すること。

特に既存施設と近接した場所等で楊重作業を行う場合、作業に必要な空間を十分に確保するなどの安全対策を図ること。